

平成20年4月2日

4. 5月集団健診対応のための健診受診券について

いつもお世話になります。

1月末台帳で受診券を作成した市町村の2. 3月転入者分は、5月中旬に納品予定です。

4. 5月に集団健診がある離島の場合、6月頃から中央会のシステムで市町村が再発行しても間に合わない市町村もありますので、手作りする受診券を作成しました。

ただし、以下の注意点がありますので、ご確認の上ご活用ください。

注意点：

- ① 誰に発行したのか市町村で把握してください。(氏名、個人番号等)
- ② 手書きの受診券で受診済みの方についても、5月納品の受診券では発行されてしまう為、各市町村での抜き取り作業が発生します。
- ③ 有効期限は「平成20年5月31日」にしています。
有効期限を6月以降にしていると、5月納品の受診券と重複する場合があるため、
「5月31日」固定としています。

作成する場合

- ① 受診券整理番号は、空白でお願いします。
独自で採番した番号を中央のシステムへ投入すると再発行等ができなくなるため、
番号(中央のシステムが採番した)の入力は連合会で行う予定
- ② 自己負担額は、課税状況を確認して、その自己負担額(額と率はどちらか一方しか
使用できないので額だけ)を入力してください。
- ③ 各市町村で入力する部分を赤字にしています。
(保険者番号も入力してください)
- ④ 代行機関番号は、空白でお願いします。